

平成17年3月23日

都道府県労働局  
総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課長

収納事務に関する総点検の結果及び事務処理の留意点について

各労働局には、収納事務に関する総点検（以下「総点検」という。）の結果を報告していただいたところであるが、今般、本省において、総点検の結果をまとめるとともに当該結果等を踏まえて、事務処理の留意点を示すこととしたので、下記に留意のうえ、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、今回の総点検に係るヒアリングは実施しないこととしたので、念のため申し添える。

記

1 収納事務の総点検の結果等について

(1) 現金領収証書の保管状況等についての点検結果

今回の総点検では、現金領収証書の保管状況等4つの項目について点検を実施したが、このうち「(1)所在が不明な現金領収証書の有無」、「(2)書損理由、書損後の経緯が不明なもの。書損後の領収証書は3枚あるか」及び「(3)現金領収証書の未使用部分が正しくあるか」の3項目については、問題があるとする労働局は見られなかった。これらの項目については、前回の総点検（平成15年10月実施）において、問題があるとする労働局が複数見られたところであり、改善がなされたと考えられる。

しかしながら、今回、新規項目として設けた「(4)領収年月日、領収金額の誤りを書損処理していないもの等」については、問題があるとする労働局が十数局見られた。この事例としては、①領収年月日を誤記したが、書損処理とはせずに訂正処理としたもの、②住所に係る誤記で軽微なものを訂正処理とはせずに書損処理したもの、③誤記に気づかず事業主に誤記のまま領収証書を交付したもの等であり、担当者が書損処理を十分に理解していなかったこと等が原因と考えられる。

については、各労働局には適正な事務処理の徹底、特に今回誤りが見られた書損の取扱について十分留意するようお願いする。

## (2) 総点検の結果等を踏まえた対応について

今回の総点検では、各労働局における「収納事務に関する問題及び課題」を聴取したが、払込遅延、不正事故防止等を問題としている労働局が多く見られたところである。これらの労働局では、払込遅延防止として、①金庫に払込未済を示すプレートを設置、②全職員が払込未済に関心を持つ等の対策を図っていた。また、不正事故防止として、①収納事務を複数職員により対応、②出張復命の即時実施等を図っており、問題に対して積極的に取組をしている状況が見られた。

しかしながら、収納事務の処理状況については、平成16年度中央労働保険適用徴収業務監察結果報告書のとおり、払込遅延以外にも事務処理に適切さを欠く状況が報告されていることから、各労働局には当該報告書の指摘も踏まえ、適正な事務処理の徹底を引き続きお願いする。

また、払込遅延防止のため、金庫に払込未済を示すプレートを表示している局が見られるが、部外者に現金の保管状況がわからないよう表示の内容には注意されたい。

## 2 収納事務の取扱いについて

### (1) 書損の取扱いについて

書損の取扱いについては、徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）（以下「徴収手引Ⅰ」という。）により指示しているほか、次の事項に注意すること。

- ① 「住所・氏名」欄のうち、「住所」を誤記した場合は、誤記が1文字である場合は訂正とし、2文字以上の場合は書損とすること。「氏名」は、誤記の文字数に関わらず書損とすること。
- ② 書損とすべきところを訂正し、現金出納簿の決裁等により当該誤りに気づいた場合は、事業主に連絡して領収証書の交換の手続きをするとともに、領収証書、領収済額報告書及び原符を書損とすること。
- ③ 筆圧によりカーボン複写が薄く、原符の文字が見えにくい場合については、書損とすること。

### (2) 主任収入官吏等の事務取扱補助者の任命について

主任収入官吏は、その事務の一部を取扱わせる事務取扱補助者（以下「補助者」という。）を任免することができるが、その任命に当たっては、補助者が執務を行うことができない場合を考慮して、原則複数名を任命すること。

### (3) 主任収入官吏在庁時の収納事務について

主任収入官吏在庁時は、原則として、主任収入官吏及び補助者が、当該主任収入官吏の現金領収証書を使用して領収すること。ただし、年度更新の期間等、納付者が多数来客し、収納事務に支障が生じる場合は、分任収入官吏が、当該分任収入官吏の現金領収証書を使用して領収することも差し支えないこと。